

事務所こらむ



“万が一”の備えは万全ですか

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、新たな対応が求められている「新しい日常」といわれる「非日常」…。それだけでなく、日本では“いつ”“どこで”自然災害が起こっても驚かない状況にあるように思います。

そんな“万が一”以上に可能性がありそうな事態に対し、皆さまの事業では“いざというときの対応”をお考えいただいているでしょうか。いわゆる「BCP」です。

BCP（事業継続計画）とは、「企業が緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画」です。（中小企業庁 web サイトより）

こちらは大阪府の web ページにて公開されている「簡易版」。

緊急時の冷静な判断は、どのような方でも、なかなか難しいと思います。

「備えあれば憂いなし」

皆さまの大切な事業を…人を守るために、今、考えてみませんか。

【編集後記】

懇親会等のイベントはまだまだ自粛傾向…。

研修会等もオンライン開催が当たり前…になってきました。

そのような中ですが、お客さまよりお話しをいただき、弊所職員を講師に研修会を開催いたしました。

昨年に引き続き、2回目の開催です。今年のテーマは

「決算書からみる経営指標」

本音としては、経営者の皆さまにはぜひおさえていただきたい内容です！実際に財務諸表から数字を拾って自分で計算してみると、意外とムズカシイ…というお声もあり…。

“餅は餅屋”ということわざもありますが、私たちがお話しできる内容では、従業員の方向け等でも、ご希望に応じ、準備させていただきます！



最低賃金平均902円

改定抑制 7都道府県据え置き

厚生労働省は21日、都道府県ごとの最低賃金を決めた。各地の軒並み20円引き下げた昨年度から大幅に抑制されることになり、新型コロナウイルスの影響も踏まえて、据え置いたのは、北海道、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、長野、岐阜、静岡県、愛知県、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、奈良、徳島、香川、高松、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、全国平均 902円(1)

埼玉	928(2↑)
千葉	925(2↑)
東京	1,013(ー)
神奈川	1,012(1↑)

今月の注目！

読売新聞 8月22日(土) 朝刊 2面です。

「最低賃金」とは、労働者に支払わなければならない賃金の最低額で、毎年、見直しが行われます。(10月1日より順次)

今年は、関東3県で微増となりました。

月給の場合も、時間額に換算し、適用されます。ご確認ください！